

NOW勘定を開設することを認めている。

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国、国庫債務臨時限度額の引上げ等を決定

フォード大統領は3月16日、国庫債務臨時限度額の引上げ等に関する法律に署名した。その内容は次のとおり。

(1) 国庫債務臨時限度額(1,950億ドル、3月15日に期限到来、ほかに永久限度額4,000億ドル)を本年6月30日までの期限付きで320億ドル引上げ2,270億ドルとする(この結果、永久限度額を含めた国庫債務限度総額は6,270億ドルに増加)。

(2) 中期国債(Treasury notes)の最長期間を従来の7年から10年に延長する。

(3) 長期国債<sup>(注1)</sup>(Treasury bonds)のうち4.25%の金利上限<sup>(注2)</sup>を超えて発行することが認められている別わく分の発行限度<sup>(注3)</sup>を100億ドルから120億ドルへ引上げる。

<sup>(注1)</sup> 本法により中期国債の最長期間は10年にまで延長されたため、長期国債は10年超のものを指すこととなった。

<sup>(注2)</sup> 1917年制定の第2自由公債法により設定。

<sup>(注3)</sup> 1971年3月の法律によって設置。なお、73年6月の改正により、政府および政府機関保有分を当該別わく分から控除する扱いとなっている。

(4) 賦蓄国債Eシリーズ(割引債、5年満期)の期限前償還が行われる場合、最低年4%の利回りを保証<sup>(注4)</sup>する(ただし最低2箇月の間月初から翌月末にわたって保有する場合に限る)。

<sup>(注4)</sup> 賦蓄国債Eシリーズは利回り連増方式で、5年保有の場合年平均利回りは6%、最初の1年は年4.5%。今次措置により1年末満了の期限前償還分のうち利回りが4%に達していなかった場合については、従来に比べ優遇されることとなる。

#### ◇米国連邦準備制度理事会、NOW勘定の開設許可地域を拡大

米国連邦準備制度理事会は3月1日、関連連邦法の改正に伴い、レギュレーションQを改訂、同制度加盟銀行によるNOW勘定<sup>(注5)</sup>の開設許可地域をこれまでのマサチューセッツ、ニューハンプシャー両州のほか、バーモント、ロードアイランド、メイン、コネチカットの4州にも拡大し、即日実施する旨発表した。

<sup>(注5)</sup> Negotiable Order of Withdrawal 勘定。

貯蓄預金として付利の対象となるが、同時に振替指図書によつて移転され、要求払預金と同様取引の決済に利用することも可能な勘定。なお連邦準備制度理事会は1974年1月1日以降マサチューセッツ、ニューハンプシャー両州において同制度加盟銀行がN

#### ◇カナダ、公定歩合引上げ

カナダ銀行は3月5日、公定歩合を9%から9.5%へ引上げ、3月8日から実施する旨発表した。カナダの公定歩合はすでに昨年9月に引上げられており(8.25→9%)、この結果今回の措置により累計1.25%の引上げが行われたことになる。

今次引上げの発表に当たりブライ総裁は要旨次のような談話を発表した。

「今回の措置は①マネーサプライの伸びをモダレートな範囲に抑えるとともに、②これまでの引締め気味の市場調節により上昇してきた短期金利の水準に公定歩合を合わせるため実施したものである。カナダのマネーサプライ(M<sub>1</sub>=現金+要求払預金)は75年10月央から76年1月央までの間、郵便ストの影響から基調が不明確となっていたが、最近に至り75年第2四半期から76年2月までの間に年率15.5%増加していることが明らかとなった。この伸び率は、過去2年間の伸び率年10%を大きく上回るとともに、75年10月にカナダ銀行が設定したマネーサプライの増加目標値10~15%をも上回っている。

なお、カナダと米国の短期金利との間には昨年9月以来大幅な乖離が生じている(4%台)ものの、カナダにおける資金需要や物価上昇率が米国に比べ高水準にあることを勘案してみれば、不自然とはいえない」。

## 欧洲およびアフリカ諸国

#### ◇EC、1976/77農業年度の農産物価格等を決定

1. ECは3月7日、ブリュッセルで農相理事会を開催し、1976/77農業年度の農産物価格を、前年度比平均7.5%引上げることを決定した。主要品目の価格改訂状況は下表のとおり。

2. また同理事会では、同時に各国通貨の農産物取引に適用されるEC計算単位(uc)に対する平価調整<sup>(注6)</sup>を決定した。この結果、各国における農産物の国内価格平均上昇率は、以下のとおり切下げ国では前記EC平均より高く、一方切上げ国ではEC平均より低くなっている(なお、フランスの国内価格上昇率は当初6.1%<1 uc=5.55フラン>であった、がその後フランの共同フロート離脱<フロート・ダウン>に伴い3月25日グリーン・フランは1.4%切下げられ、価格上昇率は7.5%に改訂された)。

イタリア13.5%、アイルランド9.5%、フランス、英国およびデンマーク7.5%、オランダ、ベルギーおよびブルクセンブルグ6.9%、西ドイツ5.0%。

### ECの主要品目価格改訂状況

品 目	実施日 (新年度 開始日)	価 格 上昇率 (前年度 比・%)	備 考
硬質小麦	1976. 8. 1	+ 5.5	
軟質小麦	〃	+ 9.0	
大麦	〃	+ 8.5	
裸麦	〃	+ 7.5	
とうもろこし	〃	+ 9.0	
野菜・果物 (なし、りんごを除く)	—	+ 8.0	なし、りんごは +4.0%
ぶどう酒	12.15	+ 6.5	{ 3月15日 +4.5%、 9月16日 +3.0%
牛乳	3.15	+ 7.5	
牛肉	〃	+ 8.0	
豚肉	〃	+ 8.0	

(注) 産物価格に適用される各國通貨のEC計算単位に対する平価は次のとおり(カッコ内は従来の平価)。

イタリア・リラ	1 uc=905 (857 )
アイルランド・ポンド	〃 =0.589( 0.578)
フランス・フラン	〃 =5.63 ( 5.63 )
英ポンド	〃 =0.569( 0.569 )
デンマーク・クローネ	〃 =7.58 ( 7.58 )
オランダ・ギルダー	〃 =3.40 ( 3.42 )
ベルギー・フラン	〃 =49.35(49.6 )
ドイツ・マルク	〃 = 3.48( 3.58 )

### ◇ EC蔵相理事会、対アイルランド、イタリア向け共同体融資を承認

1. EC蔵相理事会は3月15日ブリュッセルで開催され、アイルランド、イタリア両国に対し共同体融資制度(注)に基づく総額約13億ドル(うちアイルランド向け約3億ドル、イタリア向け約10億ドル)の融資を行うことを正式に承認した。なお、この原資調達は以下のとおり国際協調融資および共同起債の2方式によるものとし、アイルランド、イタリアの両国に対しては、調達の都度その資金を〔3:10〕の割合で配分することとされている。

(注) 75年1月発足したEC独自のオイル・マネー還流制度。原油価格上昇等により国際収支に困難をきたした加盟国に対し、他の加盟各國が政府保証をする形でECがまとめてオイル・マネーを導入。今次融資は本制度に基づく最初の融資である。

#### (1) 国際協調融資による調達資金の貸付

イ. 金額……3億ドル

ロ. 期間……5年

ハ. 金利……ロンドン・ユーロ市場の6か月ものインター銀行出し手レートに1%を上乗せしたものとし、6か月ごとに見直し。

ニ. 原資調達方式……ユーロピアン・バンキング社等5行を幹事とする国際銀行シンジケート団(邦銀を含む40行で構成)による協調融資。

#### (2) 共同起債による調達資金の貸付

イ. 金額……約10億ドル。

ロ. 期間……7年以下(詳細は下記、原資調達方式の項目参照)。

ハ. 金利……原資調達方式の項目参照。

ニ. 原資調達方式……ドイツ銀行を主幹事とする国際銀行団が次の3種の起債を行う。

(イ) ドル建て確定利付債(公募)…総額3億ドル、償還期間6年、表面金利8.25%、応募者利回り8.47%、3月31日発行。

(ロ) マルク建て確定利付債(公募)…総額5億マルク(約2億ドル)、償還期間7年、表面金利7.25%、応募者利回り7.34%、4月1日発行。

(ハ) ドル建て確定利付債(私募)…総額5億ドル、償還期間3年7か月、表面金利7.5%、応募者利回り7.8%、4月22日発行予定。

2. 本融資に当りECはアイルランド、イタリア両国に対し、次のような義務を課することを決定した。

##### (1) アイルランド

イ. 76年のGNPに対する歳出の比率を前年以下とし、77年以降はさらにこれを低下させること。

ロ. 財政赤字のファイナンスは可能な限り銀行借入れを避け、長期国債の公募等によること。

##### (2) イタリア

イ. 76年度歳出総額を39.7兆リラ以内とすること。

ロ. 同財政赤字額を13.8兆リラ以内とすること。

ハ. イタリア銀行による財政赤字ファイナンスの限度額を5.7兆リラとすること。

ニ. イタリア政府は内・外均衡に留意しつつ、歳入増大に必要なすべての措置をとること。

### ◇ 英国政府、国家企業公社のドラフト・ガイドラインを発表

1. 英国政府は3月1日、国家企業公社(National Enterprise Board、以下公社と略称)の運営、活動に関する基準を定めたドラフト・ガイドラインを発表した。その主要点は次のとおり。

(1) 公社の地位に関する基本的考え方……公社は政府のコントロール下に置かれるが、その運営、活動については必要最大限の独立性を保持すべきであり、また公社関連企業が市場での競争において不当に優遇されなければならない。

(2) 株式取得……公社が1民間企業の同意を得ないで当該企業の株式の10%以上を取得する場合は、産業相の承認が必要である。一方、公社関連企業が1民間企業

の株式取得を行うときに総株式の30%以上になる場合でも、当該企業の同意を得、かつ株式取得額が0.5百万ポンド以下であるならば産業相の承認は不要である(産業法<sup>(注)</sup><1975年成立>では公社および同関連企業の1民間企業株式取得が投票権の30%以上、あるいは10百万ポンドを超える株式取得を行う場合には産業相の承認が必要とされている)。

(注) 50年3月号「要録」参照。

(3) 株式の処分……公社および同関連企業が保有株式を処分する場合には産業相の承認が必要である。

(4) 貸付、保証、ジョイント・ベンチャー……公社は1プロジェクトにつき25百万ポンドを限度として貸付、保証およびジョイント・ベンチャーへの参加が可能であり、その規模が25百万ポンド以上の場合は産業相の承認を必要とする(いずれの場合も、産業相への事前通告を要す)。

(5) 貸付金利……公社が同関連企業あるいは一般企業に對し行う貸付に適用される金利は、一流企業の市場調達に際し支払う金利を下回ってはならない。

(6) 価格決定……公社および同関連企業はその提供する財貨およびサービスの価格決定に際しては、原則としてこれを自由に行える。

(7) 「計画協定<sup>(注)</sup>」との関連……公社は、政府が「計画協定」に基づいて得た企業情報を入手できない。ただし、「計画協定」を締結している企業の同意を得た場合は、公社は政府、企業間の討議に参加でき、また政府の要請を受けた場合は、企業情報の検討に加わることができる。

(注) 50年9月号「要録」参照。

2. 本ドラフト・ガイドラインは、産業法<1975年>第7条に従って政府が定めることとしたものであり、この間に国家企業公社、産業開発諮問委員会<sup>(注)</sup>(Industrial Development Advisory Board)、英国産業連盟(CBI)および労働組合評議会(TUC)等との協議が行われてきた。

(注) 産業相の諮問機関であり、産業、金融、企業会計および国際投資等各界専門家により構成、広く一般産業問題につき検討することを任務としている。

#### ◇英国政府、選択的輸入規制実施を発表

1. 英国政府は3月10日、東欧諸国に対し、概要次のような選択的輸入規制を実施する旨、発表した。

(1) 東欧5か国(ルーマニア、チェコスロバキア、東ドイツ、ハンガリーおよびポーランド)からの紳士服輸入数量を76年中、前年比-8%(輸入数量75年中380千

着→76年中350千着)に抑制する。

なお上記5か国うちルーマニア、チェコスロバキアおよび東ドイツに対しては、輸入数量割当制(割当量は各210千着、35千着および23千着)を実施し、他の2か国については、対英輸出自主規制(両国の76年中対英輸出数量80千着)を行わせることとし両国ともこれに同意した。

(2) ルーマニア、チェコスロバキアおよびポーランドは、紳士ぐつの対英輸出自主規制を続行するとともに、婦人・子供ぐつを新たに自主規制の対象に加える(いずれも、76年中の対英輸出数量を前年並みに抑制)。

2. これらの規制は、繊維産業救済等のため75年12月に発表された選択的輸入規制(1月号「要録」参照)同様、雇用促進の観点から実施されたものである。なお、本規制の実施を強く要請してきた衣料製造業連盟(Clothing Manufactures Federation)は、「コメコン諸国からの輸入品価格についても十分監視しており、不当廉売に対してはダンピング関税設定を政府に申請することも検討している」旨述べている。

#### ◇英國政府、バーマ・オイル社のニニアン油田における石油権益を買収

英國政府は3月10日、英國石油公社とバーマ・オイル社との間で合意をみたバーマ・オイル社の北海石油利権買収等に関する取決めを発表した。その主な内容は次のとおり。

(1) 英國石油公社はバーマ・オイル社のニニアン油田における石油権益(同社のシェアは21%)を83百万ポンドで買収すること。

(2) バーマ・オイル社が利権を有しているその他油田(シスル油田等)については、英國石油公社とバーマ・オイル社の双方が、新たに共同開発会社を設立して開発を進める。その場合の出資比率は、英國石油公社51%、バーマ・オイル社49%とすること。

本決定は、すでに75年12月3日に政府がバーマ・オイル社に対し行った買収申入れを具体化したものである(1月号「要録」参照)。

#### ◇西ドイツ、7.5%もの連邦債を発行

西ドイツ政府は3月16日開催の国債シンジケート団小委員会において、本年第2回目の連邦債の発行要領を以下のとおり決定した。今次連邦債の発行条件は、前回(2月中旬)発行の連邦債(2銘柄同時発行)の好調な消化状況をながめ、表面金利、期間の点で発行者側にやや有利に定められている。

	今回	(前回)
発行額	660百万マルク	(250百万) (450百万)
表面金利	7.5%	(7.5%) (8%)
期間	8年	(5年) (8年)
発行価格(対額面) (金額比)	99.5%	(99.5%) (100.0%)
応募者利回り	7.59% (7.62%)	(8.00%)
売出し期間	3月22~24日	<ただし上記発行額 中600百万マルクについて>

#### ◇西ドイツの共同決定法成立

1. 西ドイツ連邦議会は3月18日、労働者の経営参加拡充を内容とする共同決定法案(Mitbestimmungsgesetz)を圧倒的多数で可決した。同法案は74年2月に議会に上程された後、その内容をめぐり、野党の反対に加え連立与党(社会民主党・自由民主党)間にも意見の対立が生じたため、審議がたな上げの状態に置かれていた。しかし75年12月、労働者の経営参加権を当初案に比べやや制限することで連立与党間に合意が成立(1月号「要録」参照)、野党もこれを了承したため、本年1月に修正案が連邦議会に提出されていた。
2. 同法案は4月9日連邦参議院の同意を得て、7月1日に発効の予定である。これに伴い、従業員2千人以上の全企業約600社(ただし報道機関には適用されず、石炭・鉄鋼業においては従来どおり1951年共同決定法が適用される)において、労働者の経営参加が拡充することとなる。

#### ◇フランス、EC共同フロートへの参加を中断

1. フランス政府は3月15日、フランス・フランが同日以降「当分の間(momentanément) EC共同フロートへの参加を中断する(suspendre)」旨発表した(発表は、ブリュッセルで急きょ開催されたEC共同フロート参加国蔵相会議の直後午前1時、同地でフルカード仏蔵相により行われた)。

なお、フランス・フランは、74年1月21日に、OPECの石油価格引上げに伴うフランスの貿易収支大幅悪化見通しから大規模な投機が発生するのを回避するため、共同フロート離脱を余儀なくされ、その後75年7月10日に復帰していたが、今回再び離脱することになったものである(49年2月号、50年8月号各「要録」参照)。

2. 今次措置の理由について、同蔵相は、以下の3点を挙げている。すなわち、

(1) 本年1月以降月を逐つて激化したフランス・フラン・アタックに対する外貨売介入により外貨準備が急減(年初来3月12日までに約140億フランうち3月初来

約80億フラン)、これ以上の外貨喪失を防止する必要が生じたこと。

- (2) イタリア・リラの大幅フロート・ダウンのほか、英ポンド相場も同国の金利引下げが響いて予期せぬ下落ぶりを示したこと。
- (3) 現行共同フロートメカニズムの改善に関するフランスの提案(変動幅の拡大、イタリア・リラならびに英ポンドの共同フロート復帰、域内通貨基準レートの再調整等)が西ドイツを除く他の共同フロート参加EC諸国により拒否されたこと。

なお本措置発表のあと同日開催されたEC蔵相理事会は、閉会にあたり要旨以下のようなコミュニケを発表した。

「今次フランス・フランの共同フロート離脱は、EC加盟各国が共同体の経済通貨統合に固い決意を示さない限り共同フロート制の基盤は不安定(vulnérable)な状態を続ける、という事実を改めて浮彫りにする結果となった。この点、次回欧州理事会(4月1、2両日ルクセンブルグで開催)において、共同体の結束強化のため建設的な議論が展開されることを期待する。」

#### ◇フランス、輸出力増強特別融資制度を拡充

フランス政府は3月1日、すでにわく余裕のなくなっている輸出力増強特別融資制度(注)(le régime spécial de financement des capacités de production tournées vers l'exportation)の融資わくを30億フラン追加(これにより総わくは70→100億フラン)することを発表した(4月1日から実施)。本措置のねらいは、輸出増強を通じた持続的な景気回復の確保ならびに貿易収支の改善を図ることにあるとみられている。

(注) 本制度は、フランス産業の輸出競争力強化を目的として74年3月に導入が決定され、同年7月実施された(融資わくは当初40億フラン、その後75年3月に30億フラン追加)もので、その概要是次のとおり。

- (1) 融資限度……輸出力増強を目的とする設備投資支出額の70%。
- (2) 融資金融機関……クレディ・ナショナル等政府系金融機関(融資比率50%)および民間金融機関(同)の協融。なお、本制度にかかる民間金融機関融資分については、貸出準備率高率適用制度の対象外。
- (3) 企業の義務……資金借り入れ後3年内に輸出比率(年間売上高に占める輸出額)を5%以上上げること。

#### ◇フランス、雇用促進策を決定

1. フランス政府は3月3日および31日開催の閣議で以下の雇用促進策を決定した。

(1) 法人税等納付期限の繰延べ<3月3日決定>……法人税および個人事業税の本年第1回分割納付分(納付期限3月15日、納付額約48億フラン)につき、納付額

の半額(約24億フラン)の納付期限を本年12月15日まで繰延べる。

(2) 雇用促進委員会等の設置<3月3日決定>……全国レベルでは大蔵・労働両相を中心とする雇用促進閣僚会議(*le comité interministériel pour la promotion de l'emploi*)を設置、また県レベルでは知事を長とし行政関係者、経済界代表等により構成される雇用促進委員会(*le comité pour la promotion de l'emploi*)を各県に設置する。

(3) 新規採用特別奨励金の支給<3月31日決定>(50年7月号「要録」参照)。

イ. 政府は25歳未満の新規求職者または年令に制限なく職業紹介所における登録期間が6か月を超過した求職者を本年中に採用した企業に対し、採用月から6か月間に限り1人当たり月額500フランを支給。

ロ. 政府は、17歳以上25歳までの若年労働者を見習として採用(採用期限は4月1日以降無期限)し一定期間の職業訓練を行う企業に対し、次のとおり奨励金を支給。

(i) 職業訓練時間数が120時間以上500時間以下の場合、訓練期間中は法定最低賃金の100%を、その後6か月間は同30%を支給。

(ii) 職業訓練時間数が500時間超1,200時間以下の場合訓練期間中は法定最低賃金の100%を、その後3か月間は同30%を支給。

2. これらの措置は、①失業補償給付金を含む人件費増すが企業収益を圧迫し、これが雇用促進を阻害していること、②雇用促進にあたって從来以上に組織的な行政努力が望まれていること、③求職数は若年層を中心になお高水準にあること等の事情にかんがみ決定されたものである。

#### ◇フランス、中小企業対策を決定

フランス政府は3月11日、大統領主宰のもと中小企業問題閣僚協議会を開催し、概要以下のような中小企業対策を決定した。今次措置のねらいは、中小企業の新設、拡大を支援することにより雇用の促進を図ることにあるものとみられる。

(1) 中小企業の新設支援……政府の標榜する「経済成長の質的転換」(新しいニーズへの対応、对外競争力強化等)に即応した中小企業の新設を支援するため、会社設立手続の抜本的簡素化、創業後の当初免税期間の延長等を行う。

(2) 中小企業金融の拡充……地域開発公社(Sociétés de Développement Régional<sup>(注)</sup>)の資力拡充のため、同

公社に対し財政援助を行う。

(注) 1955年、大手市中銀行および Crédit National(政府系長期金融専門機関)の出資により設立された半官半民の特殊法人。中小企業に対する資本参加、中・長期貸付、債務保証を業務としている。

(3) 中小企業向け公共事業契約の促進……中小企業に対し公共事業の共同請負を促進するため入札の指導等を行う。

#### ◇フランス、新物価対策を決定

フランス政府は3月19日、概要以下のような新物価対策を決定、発表した。

(1) 一部工業製品価格規制の弾力化

本年3月末で期限切れとなる「工業製品生産者価格規制」(50年11月号「要録」参照)の延長に際し、機械、アルミニウム、化学製品、家具、事務用品、くつ等を規制対象から除外。

(本措置は、悪化している企業収益に配慮しつつ、当該品目については国際競争がひときわ激しく差当たり大幅な値上げは敢行しがたいとの見通しから実施されたものとみられる。)

(2) 商業・サービス部門の価格規制強化

イ. 現行商業マージン規制(同上「要録」参照)の維持ないし強化。

ロ. 輸入業者の商業マージン絶対額を3月12日(フランスの共同フロート離脱直前)の水準で凍結。

(本措置は、共同フロート離脱以降のフラン相場低下に藉口した不当な価格引上げ<例えば在庫品の処分価格引上げ等>の防止を目的とするもの)。

(3) 独禁政策の強化

寡占および競争制限的行為に関しては従来政令で規制するにどまっていたが、今後は法律により規制(目下法案作成中で、近く議会上程の予定)。

#### ◇フランス、割賦販売金融の規制を一部強化

1. フランス国家信用理事会は3月24日、割賦販売金融にかかる賦払期間の限度を次のとおり短縮する旨決定した。

乗用車……………30→24か月

その他品目……………24→21か月

2. 割賦販売金融条件については、個人消費喚起のため昨75年9月に賦払期間等一連の緩和が実施され(50年9月号「要録」参照)、その後これが奏功もあって乗用車、カラーテレビ等を中心に耐久消費財需要は急速な回復を示してきた。本措置に関し政策当局は、「最近の経済通貨情勢にかんがみ、消費者信用の拡大をモダレートなものとすることが適当と判断した」と説明している。

### ◇フランス、市中貸出金利を引上げ

フランスの有力市中銀行の一つであるフランス商業銀行(Le Crédit Commercial de France)は3月31日、短期貸出基準金利を0.2%引上げる(8.6→8.8%)とともに、一連の貸出金利引上げ(商業手形割引歩合9.6→9.8%、当座貸越10.65→10.85%など)を決定、他の市中銀行も直ちにこれに追随した(実施は4月1日)。この結果、市中貸出金利は前回引下げ(昨年12月17日実施、引下げ幅0.2%、<1月号「要録」参照>)以前の水準に復帰したこととなる。なお市中貸出金利引上げは、74年6月(短期貸出基準金利11.4→12.4%、商業手形割引歩合11.8→12.8%等)以来のことである(背景については、「国別動向」を参照)。

### ◇フランス、1976年度第1次補正予算案を閣議決定

フランス政府は3月24日、本年度第1次の補正予算案(総額25.4億フラン)を閣議決定した。本予算案は、以下のような減税、歳出増加を内容とするものであるが、財源に関しては行政経費および経済開発費の支出節減(それぞれ12.8億フラン、12.6億フラン)で繰りすこととされており、既定の均衡予算方針が厳格に履行されている点が特徴的である。

主な内容は次のとおり。

(1) 薬品関係付加価値税引下げ (20→7%)による歳入減	.....10.5億フラン
(2) 地方公共団体交付金の増額(77年度交付分の実質繰上げ).....	5億フラン
(3) 情報産業再編成および輸出産業振興助成金.....	8億フラン

### ◇イタリア、リラ防衛策を決定

イタリア政府は3月4日、リラ防衛の見地から以下の措置を決定発表した。

- (1) 不法な為替取引に対する罰則強化(従来罰金刑のみのところ、懲役刑も導入)および税関の権限拡大。
- (2) 納税猶予期間の短縮(8か月以内に4回分納→4か月以内に2回分納)および延納賦課金の増徴(課税額の10%+金利<年利>5%→課税額の15%+金利<年利>12%)。

なお同時に、イタリア南部地域の開発を促進して長期的に貿易収支を改善する観点から、南イタリア開発基金を76年から80年までの間に9,500億リラ(注)拡充する旨決定された。

(注) 南イタリア開発公庫分.....7,500億リラ  
地方公共団体分.....2,000億リラ

### ◇イタリア、公定歩合引上げおよび財政赤字削減策等を決定

イタリア銀行およびイタリア政府は3月18日、外国為替市場におけるリラ相場の急落(3月17日の対ドル相場は886リラ<1月20日比22.26%切下げ>と既往最低)および、3月15日EC蔵相理事会における対イタリア借款供与決定に際し付された財政赤字幅圧縮(13.8兆リラ以内)等の厳しい条件等にかんがみ、次の諸措置を決定した。

- (1) 公定歩合引上げ.....4%引上げ12%(既往最高水準)とし、即日実施する。新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

#### 手形割引歩合

商業手形割引	12.0%、ただし高率適用(注) の場合は15.0%(8.0%、同11.0%)
食糧備蓄機関手形	3.5%(3.5%、据置き)
貸付歩合	
通常貸付	12.0%(8.0%)
債券担保特別短期貸付	12.0%、ただし高率適用(注) の場合は最高15.0%(8.0%、同11.0%)

#### (注) 高率適用の方法

- (1) 商業手形割引の場合.....従来どおり、当該割引実施直前の半期(1~6月または7~12月)における商業手形割引額平均残高が支払準備制度適用対象預金平均残高の1%を超える銀行に対して3.0%の罰則金利を適用する。
- (2) 債券担保特別短期貸付の場合.....最初の貸付から次の貸付までの期間(本貸付の利用頻度)に応じて従前どおり1~3%の罰則金利を加算する。すなわち、商業銀行が最初の貸付を受けた後90日以内に2回目の貸付を受けた場合は3.0%、91~120日以内は2.0%、121~150日以内は1.0%の金利をそれぞれ加算適用する(151日以上経過した場合は高率適用の対象外)。

- (2) 財政赤字削減.....総額1兆5,000億リラ

イ. 嶸入増加(1兆1,000億リラ).....主な内容は次のとおり。

ガソリン価格引上げ(1リットル当たり335リラ→385リラ)

銀行預金税引上げ(15→16%)

付加価値税引上げ

自動車(排気量2,000c.c.以下、12→18%)

(ク ハ 超、30→35%)

蒸留酒(30→35%)

レストラン、映画館等入場料(6→12%)

アルコール(工業用)製造税引上げ(100リットル当たり90→120千リラ)

ロ. 嶸出削減(4,000億リラ).....各省庁で予算比1~5%の削減を行う。

### (3) 為替管理強化

- イ. 輸入前払規制強化……輸入代金前払のための外貨調達について、輸入業者自身のリラ資金による外貨買入れを禁止し、為銀からの外貨借入れのみによるものとする。
- ロ. 為銀の直物ポジション規制強化……為銀の直物ポジション限度額を3月17日営業終了時の残高で凍結し、さらに3月31日以降これを10%削減する。

### ◇イタリア銀行協会、プライム・レートならびに預金金利の引上げを決定

イタリア銀行協会は3月22日、公定歩合引上げ(前項参照)に呼応して、プライム・レートを14%から18%へ4%引上げる旨決定した(即日実施)。また24日には、銀行間で協定している預金金利の上限も2%引上げ、4月1日から実施する旨決定した。

預金金利の新レートは以下のとおり(単位%、カッコ内は旧レート)。

預金残高	当座預金	貯蓄預金
20百万リラ超	最高8.25(6.25)	最高 9.25(7.25)
50百万リラ以下		
50百万リラ超	〃 8.75(6.75)	〃 9.75(7.75)
100百万リラ以下		
100百万リラ超	〃 9.00(7.00)	〃 10.00(8.00)
250百万リラ以下		
250百万リラ超	〃 9.25(7.25)	〃 10.25(8.25)

### ◇スイス中央銀行、輸出産業向け低利融資制度の期限を延長

スイス中央銀行は3月18日、4月末に期限切れとなる輸出産業向け低利融資に関する市中銀行との間の協定(注)を、本年10月末まで6か月間期限延長する旨発表した。

(注) 昨年5月に6か月(10月末まで)の期限で発足し、その後6か月間期延長されていた。

本制度は、スイス中央銀行が不振の輸出産業を金融面から支援するため、輸出手業者振出しの手形(期間3か月)を、公定歩合を少なくとも1%下回る金利で再割引するもの。ただし再割引を受ける市中銀行は、輸出手業者に対し低利率(輸出手形については公定歩合の2.5%高以下、商業手形については同2%高以下)で融資を行うことが条件。

### ◇スイス、付加価値税の導入等を提案

1. スイス政府は3月30日、1978年からの付加価値税導入等に関する法案(注)を連邦議会に提出した。これによれば付加価値税の対象は、物品(国産品、輸入品)のみならず建築、土木、サービス(運輸、ホテル、レストラン、

保険、銀行等)を含む広い範囲となっており、税率は10%(食料品等の必需品に対しては3%)とされている(これにより、1978年34億フラン1979年35億フランの各増収が見込まれている)。また同法案には、個人および法人所得税(連邦防衛税<Wehrsteuer>)の税制改革(控除額の引上げ、税率累進性の強化)が併せて盛込まれており、これに伴って1978、79の両年4億フランの税収減となる見込みである。

(注) 議会で審議、可決された後、国民投票の賛成を得て最終的に成立する。

2. なお、政府はこれに先立ち、財政不均衡に対処するため、1979年までの中期財政計画を公表した(別表参照)。本計画は、77年以降の歳出削減(公務員増員の抑制、各種補助金の削減等)および上記付加価値税導入等を前提にしたものであり、連邦財政を1978年以降ほぼ均衡させる計画となっている。

### スイスの中期財政計画(1976年～1979年)

(単位・億フラン)

	1976年	1977年	1978年	1979年
	(予算案)	計 画		
歳 出	160	171	184	199
歳 入	145	147	186	192
収 支 ジ リ	- 15	- 24	2	- 7

### スイスの財政赤字削減額

(単位・億フラン)

	1977年	1978年	1979年
歳出削減 付加価値税導入等	9 —	11 30	14 31
合 計	9	41	45

### ◇ベネルクス3国、為替変動幅を拡大

オランダ、ベルギーおよびルクセンブルグのベネルクス3国は3月15日、同日以降オランダ・ギルダーおよびベルギー＝ルクセンブルク・フラン間の共同変動相場制(いわゆるミニ・スネーク)を停止し、これら通貨間の為替変動幅を従来の上下各1.5%からEC共同変動相場制に基づく同2.25%へ拡大する旨決定、発表した。

本件に関してドクレルク・ベルギー蔵相は「ミニ・スネークを維持するのは技術的に困難であり、最早これを維持する必要はない」と判断した」とコメントしている。

なお、本措置に伴うオランダ銀行およびベルギー中央銀行の介入上下限相場は次のとおり(カッコ内は旧相場)。

	上限	基準相場	下限
オランダ銀行 (100ベルギーフラン当り)	7.0520 (6.9995)	6.89531	6.7420 (6.7925)
ベルギー中央銀行 (当りベルギー・フラン)	1,483.25 (1,472.21)	1,450.26	1,418.00 (1,428.67)

#### ◇オランダ銀行、最高現金準備率および流動性準備率の引上げを発表

オランダ銀行は3月16日、最近の外資流入等に伴う銀行の流動性増大に対処するため、(1)最高現金準備率(注1)の引上げ(現行1→2%)、(2)対居住者短期預金債務に対する流動性準備率(注2)の引上げ(現行9.5→10.5%、居住者長期債務<貯蓄勘定、2年以上定期預金>に対する流動性準備率は現行6%に据置き)、を発表した(実施は、いずれも3月18日～4月21日の期間)。

(注1) 最高現金準備率とは、銀行および郵便小切手振替機関(Post Checks and Giro Services)が、その居住者および非居住者ギルダー預金残高に対し、一定比率の現金をオランダ銀行に預入させる(無利子)際の最高限度。その比率は毎月設定、発表され、かつその限度内で、所要最低現金準備率が毎週設定される。ちなみに今回決定された最高現金準備率引上げ期間における所要最低準備率の推移は以下のとおり。

3月18～24日の期間	……0%
3月25～31日	“ ……1%
4月1～7日	“ ……0%
4月8～14日	“ ……0%
4月15～21日	“ ……0%

(注2) 適格流動資産(オランダ銀行預け金+対政府短期貸付+大蔵省証券+対地方公共団体短期貸付+オランダ銀行再割適格輸出手形等)－(コール・マネー+所要最低現金準備率制度による現金準備等)。

対象機関は、商業銀行、農業銀行、郵便小切手振替機関、および一般貯蓄銀行。

#### ◇ベルギー、金融面からの外貨流出防止措置を決定

1. ベルギー中央銀行は3月中旬、外国為替市場におけるベルギー・フラン売投機圧力の抑止と外貨流出の防止をねらいとして、以下のような一連の金融引締め措置を決定、実施した。

- (1) 市中金融機関に対する再割引限度わくの削減……514→473億ベルギー・フラン(15日決定、16日実施)。
- (2) 公定歩合の引上げ

##### 1. 割引歩合

再割引限度わくのうちAわく(注1)適用金利……6→7%(17日決定、18日から実施)。

[なお、再割引限度わくのうちBわく(注1)適用金利は、7→9%(16日にいったん8%に引上げ<即日実施>、17日さらに9%に引上げ<18日から実施>)】

##### 2. 債券担保貸付歩合

(1) 貸付限度わく内(注2)の貸付適用金利……6→7%(17日決定、18日から実施)。

(2) 貸付限度わく外高率適用金利(レートは中央銀行が金融市場の実勢に応じて隨時変更)……7.0→7.5%前後→9%(16日にいったん8%に引上げ<即日実施>、17日さらに9%に引上げ<18日から実施>)。

(注1) Aわく、Bわくの区別については3月号「要録」参照。なおAわく対象手形は期間120日までの商業手形および輸出手形、Bわくのそれは期間120日までの商業手形および期間120日超1年までの輸出手形。

(注2) 貸付限度わくは中央銀行が月ごとに設定。

2. さらに、同行は3月22日、同じく外貨流出防止措置の一環として、市中金融機関に対し最低公債保有比率(注)(coefficient de remplacement)を設定、今後毎月末(ただし下記ベルギー・フラン建て短期債務が80億ベルギー・フランを超える大銀行は毎週末)の同比率を2月末の水準以上に保つよう通告した(23日から実施)。

(注) ベルギー・フラン建て短期債務(ベルギー居住者からの一般預金、銀行以外の金融機関からの預り金および発行金融債の合計額)に対するベルギー公債(国債、TB等)保有残高の比率。

3. 今次措置実施後のベルギー・フラン相場の動きをみると、3月22日に急反騰し、その後もほぼ安定した推移をたどった。このようなベルギー・フラン相場の回復について大蔵省筋では、「一連の上記金融引締め措置が奏功、売投機の波は一応収まった」との見解を明らかにしている。

#### ◇スウェーデン、流動性比率を引上げ

1. スウェーデン中央銀行は3月初、流動性比率を次のとおり1%引上げる旨発表した(カッコ内は旧比率)。

##### 商業銀行

うち大手3行(注)	37%(36%)<即日実施>
中位行(Götabanken)	33%(32%)<同 上>
その他商業銀行	29%(28%)<同 上>
貯蓄銀行・協同組合系銀行	25%(24%)<本年12月より実施>

(注) Post-och Kredit Banken  
Skandinaviska Enskilda Banken  
Svenska Handelsbanken

2. 本措置につき同行は、「外資流入および財政支出拡大等により国内流動性が急増しつつある状況にかんがみ、過度の信用拡大を回避するために実施するもの(流動性吸収効果は約10億クローネ)」と説明している。

#### ◇デンマーク、公定歩合を引上げ

デンマーク中央銀行は3月17日、公定歩合を1%引上げて8.5%とし、翌18日から実施する旨発表した。公定歩合の変更は、昨75年8月18日の第3次引下げ(8.0→7.5

## デンマークの主要経済指標

	1974年		1975年								1976年
	第4四半期		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	10月	11月	12月	1月	
小売売上高*	147 (1970=100)	152 ( 9.7)	167 ( 7.8)	161 ( 13.6)	164 ( 11.8)	166 ( 10.8)	179 ( 12.2)	179 ( 17.8)	180 ( 19.2)	180 ( 17.6)	176 ( 16.6)
失業率(%)	5.3	9.5	11.1	12.7	10.4	9.3	12.1	10.8	11.2	14.1	13.8
失業者数(千人)	44.8 < 20.3>	77.4 < 18.2>	103.1 < 44.8>	101.0 < 19.4>	101.4 < 32.4>	98.6 < 48.9>	111.2 < 77.4>	109.0 < 72.8>	107.4 < 78.4>	117.3 < 81.0>	114.2 < 102.3>
時間当たり賃金(1970=100)	187.3 ( 22.4)	201.6 ( 20.1)	224.0 ( 19.6)	211.4 ( 22.3)	223.1 ( 20.7)	226.4 ( 19.2)	235.4 ( 16.8)	232.7 ( 17.1)	234.0 ( 17.8)	239.5 ( 15.0)	
消費者物価(1970=100)	141.8 ( 15.0)	149.1 ( 15.2)	157.4 ( 11.0)	152.2 ( 13.2)	155.6 ( 11.1)	158.3 ( 10.2)	163.4 ( 9.6)	161.0 ( 9.4)	164.6 ( 10.0)	164.7 ( 9.5)	165.3 ( 9.4)
卸売物価(1970=100)	153 ( 22.4)	158 ( 19.7)		159 ( 3.9)	160 ( 6.0)	162 ( 5.2)		163 ( 3.2)	164 ( 4.5)		
輸出(F.O.B)	月平均 39.1 ( 24.9)	41.0 ( 18.3)	41.7 ( 6.6)	39.1 ( 3.7)	41.8 ( 10.3)	41.1 ( 2.5)	45.1 ( 10.0)	49.6 ( 19.2)	43.5 ( 2.4)	42.2 ( 9.0)	
輸入(C.I.F)	億クロ 50.4 ( 28.9)	47.3 ( 8.7)	49.6 ( △ 1.6)	44.9 ( △ 15.6)	47.2 ( △ 8.2)	49.4 ( △ 1.8)	59.6 ( 20.3)	53.8 ( 10.2)	58.9 ( 23.5)	58.0 ( 27.2)	
貿易収支*	△ 11.3 △ 7.8	△ 6.4 △ 9.2	△ 7.9 △ 11.3	△ 5.8 △ 13.5	△ 5.4 △ 13.5	△ 8.3 △ 10.1	△ 11.8 △ 6.4	△ 4.2 △ 7.2	△ 15.4 △ 5.2	△ 15.8 △ 6.9	
金・外貨準備(期<月>末・百万ドル)	935 < 1,324>	935 < 1,324>	877 < 935>	929 < 1,021>	865 < 798>	856 < 768>	877 < 935>	897 < 774>	884 < 837>	877 < 837>	865 < 917>
マネーサプライ M <sub>2</sub> (期<月>末・10億クローネ)	86.67 ( 8.8)	86.67 ( 8.8)	107.07 ( 23.5)	86.49 ( 12.4)	94.99 ( 17.8)	97.65 ( 19.8)	107.07 ( 23.5)	102.69 ( 24.6)	106.32 ( 23.3)	107.07 ( 23.5)	

(注) 1. \* 印は季節調整済み計数。

2. カッコ内は前年同期(月)比増減(△)率、&lt;&gt;内は実数。

%)以来である。

本措置につき同行は、「最近の国際通貨不安の下、デンマーク・クローネ売投機に対する防衛策の一環として行ったもの」と説明している。

## ◆フィンランド、輸入預託金制度を改訂して継続

フィンランド政府は3月15日、75年3月に導入し本年3月23日に期限が到来することとなっていた輸入預託金制度を、以下のとおり、一部改訂のうえ年末まで延長実施する旨発表した。すなわち、

(参考)

## フィンランドの貿易収支

(1) 預託金(対輸入金額)比率が従来20%であったものは、この比率を直ちに10%引下げ、さらに7月1日をもってゼロとし対象外とする。

(2) 同30%であったものは、本年10月1日以降20%に引下げ本年末をもって廃止する。

本措置につき当局筋は、「貿易収支の改善がはかばかしくないため実施したもの」と説明している。

## ◆南アフリカ準備銀行、金スワップ取決めを締結

1. 南アフリカ準備銀行は3月17日、金・外貨準備に占める外貨の割合を高めるため、「同月12日に外国公的当局との間で金スワップ取決めを締結し、これに基づいて金を直売りするとともに期先渡して買戻した」旨発表した(期間等詳細は不明)。

なお、スワップ取引は市場価格で行われ、また、売却された金は

	1973年	1974年	1975年	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	1976年 1・2月
輸出(F.O.B)	12.2	17.2	16.9	17.5	16.4	15.0	18.7	n. a.
輸入(C.I.F)	13.8	21.4	23.3	25.0	22.6	23.2	22.6	n. a.
貿易収支	△ 1.7	△ 4.2	△ 6.4	△ 7.5	△ 6.2	△ 8.2	△ 3.9	△ 5.6

自由市場に放出されない。

2. 本措置の効果については、同行が「金売却政策の彈力的運営(flexibility)が可能になった」としているほか、金融筋は「スワップ発動の時点では金・外貨準備高が増加する(注)ため、リーズ・アンド・ラグズの激化によるランド切下げといった事態は回避される」とみている。また金市場価格との関連では、「金担保融資のようなものであり、金市場への影響はない」との見方が一般的である。

(注) 同国の金保有高は1オンス=29.55 ランドの旧公定価格で評価されるのに対し、スワップ取引きに際しては金が市場価格で評価されるため、外貨準備の増加幅が金保有高の減少幅を上回ることになる。ちなみに、3月8~12日間に、本措置がかなり影響して、金保有高は147.5百万ランド減少した反面、金・外貨準備総額は333.4百万ランド増加した。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇ASEAN経済閣僚会議開催

ASEAN(東南アジア諸国連合)は、3月8~9日、経済閣僚会議をクアラルンプール(マレーシア)で開催した。本会議は、2月下旬の首脳会議のあとを受け、域内経済協力を具体的に検討することを目的としたもので、次の主要4業種につき域内分業を推進(3年後をめどに中規模工場を建設)する旨の合意をみた(カッコ内は当該工場建設国)。

尿素肥料(マレーシア、インドネシア)

過リン酸肥料(フィリピン)

ソーダ灰(タイ)

ディーゼル・エンジン(シンガポール)

しかし、石油化学(タイを除く4か国が建設希望)および鉄鋼(フィリピン、マレーシアが建設希望)については関係国間の調整がつかず、他のプロジェクト(金属工作機械、ブリキ、大型タイヤ、電子部品、漁業用器具)とともに今後引き続き検討されることとなった。

なお、最終日に採択された共同声明の要旨は以下のとおり。

- (1) 上記域内分業の具体的検討(企業化調査等)を行うための専門家グループを設置する。
- (2) 首脳会議で合意をみた緊急時の融通物資として、米と原油を最重視する。
- (3) 域内経済協力について検討するため、5委員会(食糧・農業、工業、貿易、通信・運輸、財政・金融)を1か月以内に設置する。
- (4) 域内貿易促進のため、優遇金利による輸出信用供与、特恵関税、長期契約等につき検討する。

(5) 天然ゴム価格安定化計画を推進する。

(6) 域外国および国際経済機関との関係を強化する。

### ◇初の銅生産国・消費国会議の開催

第1回の銅生産国・消費国会議が3月23~26日、UNCTAD(国連貿易開発会議)の招集によりジュネーブで開催された。本会議は、CIPEC(銅輸出国政府間協議会)の要請を受けて銅に関する情報交換、供給の安定化および市況対策等を検討するために開かれたもので、CIPEC加盟国(ペルー、チリ、ザンビア、ザイール、インドネシア、準加盟国として豪州およびパプア・ニューギニア)や米国、カナダ、ソ連等の生産国、EC、日本等の輸入国など計26か国のはか、IMF、世界銀行、UNIDO(国連工業開発機関)などの国際機関の代表も参加した。

本会議は、CIPEC加盟国が生産国・消費国間の対話促進について前向きの姿勢を示していることなどから比較的円滑に進行し、以下の事項を検討するための作業小委員会を設置し、その検討結果を本年9月までに取りまとめることが合意がみられた。

- (1) 銅の生産、消費、在庫および貿易に関する情報収集、分析。
- (2) 銅の需給問題や市場価格安定化等の検討を行う常設の政府間諮問機構(a permanent intergovernmental consultative body)の設立。

### ◇韓国、イランと第1回定期閣僚会議開催

第1回韓国・イラン定期閣僚会議が昨年11月17~19日ソウルで開催され、経済協力および通商増大に関する合意議定書が交換された。主な合意事項は次のとおり。

- (1) 韓国は今後5年間にイランに10万戸の住宅を建設する。
- (2) 韓国はイランの第5次経済開発計画に協力するため、5,200人の技能労働者をイランに派遣する。
- (3) 両国はイランで繊維、合成皮革、住宅資材生産のため合弁事業を行う。
- (4) 両国はイランに遠洋漁業のための合弁会社を設立、韓国は同社に60隻の漁船を提供し、必要な船員を確保する。
- (5) 両国間の今後5年間の貿易額を20億ドルに拡大させる。このための貿易協定を締結する(本年2月締結済み)。なお76年中にイランは韓国からセメント10万トン、肥料5万トンを輸入する。

韓国は「石油危機」以来積極的な中近東接近政策を開いており、今回のイランとの定期閣僚会議開催もこうした方針に沿ったものである。韓国は通商関係にとどま

らす、イランからの長期低利借款導入、直接投資(注)等も希望したが、この点についてはイラン側の事情から合意に至らなかったとされている。なお次回会議は本年内にテヘランで開催の予定。

(注) その後韓国の大慶グループとイラン国営石油会社の折半出資による石油精製会社(拠点資本34百万ドル、日産6万バーレル)の設立が決定。

#### ◆韓国、1976年の外貨収支計画を発表

韓国政府は2月、76年の外貨収支計画(為替決済ペースの国際収支計画)を決定、発表した。本計画の概要次のとおり。

- (1) 貿易収支……輸出が先進国の景気回復から前年比24.2%方伸びる一方、輸入が、国産品による代替化の進展、不要不急品の輸入抑制により小幅な伸びにとどまることから、90百万ドルの黒字に転換。
- (2) 貿易外収支……観光収入の増加が予想されるものの、反面貿易拡大に伴う運賃・保険料の支払増加に加え、借款利子支払い、海外への投資収益送金の増大見込みから、赤字幅は拡大( $\Delta 46 \rightarrow \Delta 70$ 百万ドル)。
- (3) 資本収支……以上のような経常面での改善もあって、資本のネット受入れ額は43百万ドル(前年13.1億ドル)に大幅縮小。

#### 外貨収支計画

(単位・百万ドル)

	1976年計画	1975年実績
経常収支	20	△ 720
貿易収支	90	△ 674
輸出	6,110(24.2)	4,918
輸入	6,020( 7.7)	5,592
貿易外収支	△ 70	△ 46
受取	1,200(21.0)	992
支払	1,270(22.4)	1,038
資本収支	43	1,309
誤差・脱ろう	—	△ 97
外貨準備高(年末)	1,600	1,542

(注) カッコ内は前年実績比増加率・%。

#### ◆韓国、貿易業者の資格条件を強化

韓国では去る2月、貿易取引法施行令が改正され、貿易業者の資格条件が強化された。その骨子以下のとおり。

- (1) 新規に開業する場合の条件を、①拠点資本50百万ウォン(従来10百万ウォン)以上の法人または最近1か月間の預金残高が50百万ウォン(従来10百万ウォン)以上

の個人で、②申請時に50万ドル(従来30万ドル)以上の輸出信用状を接受しているもの、とする。

- (2) 既存の貿易業者の資格維持条件を、年間輸出実績1百万ドル(従来50万ドル)以上とする。ただし、経過措置として、76年に限り70万ドル以上の輸出実績により77年にも資格を維持できることとする。
- (3) 米軍関係納入分は今後輸出実績に含めない。

#### ◆韓国、中東地域での建設工事に特別融資

韓国銀行は、去る2月建設業者の海外進出(注1)を促進し、外貨獲得を図るため「韓国輸出入銀行の協調融資による海外建設輸出支援資金取扱要領」を制定した。その骨子次のとおり。

- (1) 融資対象……中東地域での建設工事契約(100万ドル以上、工事期間1年6か月以上で76年1月以降着工されるもの)にかかる資材購入資金。
- (2) 融資規模……韓国輸出入銀行100億ウォン、外国為替銀行(市中銀行5行、韓国外換銀行および韓国信託銀行)200億ウォンの合計300億ウォン。
- (3) 融資金利……輸銀分年利7%、外国為替銀行分同12%。
- (4) 融資期間……5年以内。

なお同国では海外建設工事を促進する見地から、このほか海外建設請負会社に対する法人税の50%減税を実施するとともに、海外建設工事促進法(注2)を制定(75年12月)している。

(注1) 75年の韓国海外建設工事受注額は、8.5億ドル(前年比3.3倍)、うち中東地域での受注額は7.7億ドル(同8.7倍)。

(注2) 海外建設工事に対し補助金交付ができることを定める一方、海外工事に従事する企業に建設部長官の許可取得を義務づけ、企業相互間の競争がある場合の同長官の調整、命令権限を明記。

#### ◆韓国、1975年の外国人投資状況を発表

最近の韓国政府発表によると、75年中の外国人投資(認可実績)は42件 201.5億ドルと前年に比べて件数で急減(-74.9%)の反面、金額では大幅な増加(+40.6%)をみた。これは、①従来大宗を占めていた繊維・縫製(前年比-72.3%)、電気機器(同-54.6%)関係の小規模投資が、先進国の不況を映して大幅に減少したものの、②1件当たり投資規模の大きい化学(同4.6倍)、肥料(同5.8倍)

#### 外国人投資認可額の推移

	1972年	1973年	1974年	1975年	1975年 末累計
件 数	150	301	167	42	911
投資額 (百万ドル)	125.0	268.3	143.2	201.5	927.0

(注) 認可件数は増資分を含まない。

### 外国人投資の認可内訳

(1) 業種別

	1975年			1975年末累計		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
農林水産業	5	1.1	0.5	53	11.6	1.2
鉱工業	31	172.2	85.5	784	743.9	80.3
織維・縫製品	4	9.8	4.8	104	188.2	20.4
電気機器	6	7.7	3.8	187	97.5	10.5
輸送用機器	3	1.8	0.9	18	43.6	4.7
一般機械	3	3.3	1.6	112	43.6	4.7
化学生	7	121.2	60.2	94	183.9	19.9
肥料	1	17.5	8.7	2	21.3	2.3
石油精製		7.6	3.8	7	80.9	8.7
その他の	6	28.2	14.0	74	171.5	18.5
ホテル・観光	2	25.8	12.8	29	139.0	15.0
合 計	42	201.5	100.0	911	927.0	100.0

(2) 国別

	1975年			1975年末累計		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
日本	24	102.8	51.0	743	616.2	66.5
米国	9	8.5	4.2	114	161.9	17.4
オランダ	1	49.9	24.8	4	57.5	6.2
その他の	8	40.3	20.0	50	91.4	9.9
合 計	42	201.5	100.0	911	927.0	100.0

(3) 形態別・規模別

	1975年			1975年末累計		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
単独投資	2	56.2	27.9	138	323.3	34.9
合弁投資	40	145.2	72.1	773	603.7	65.1
50万ドル未満	26	12.7	6.3	710	135.4	14.6
50~100万ドル未満	5	8.4	4.2	77	93.9	10.0
100~500万ドル未満	7	25.4	12.6	103	285.6	30.9
500万ドル以上	4	155.0	76.9	21	412.2	44.5
合 計	42	201.5	100.0	911	927.0	100.0

関係投資が、これら関連プロジェクトに対する公的借款供与(主として日本)の見通しがついたことによって進捗したことによるものである。

### ◇香港、1976年度予算案を発表

1. 香港政府は2月25日、76年度(76年4月~77年3月)

予算案を発表した。同予算の概要は次のとおり。

(1) 岐出は、総額72.1億香港ドル(前年度決算見込み比+15.9%)と大幅増加。これは地下鉄建設の本格化、住宅建設の推進など投資関係支出が全般に増加(19.2億香港ドル、同+18.1%)したほか、社会福祉関係費が身障者、老人扶助対策を中心に急増(同+29.4%)したことによるもの。

(2) 岐入は68.6億ドル(同+14.0%)。景気回復が見込まれるもの現行税制下での增收に限度があるため、前年度に引き続き法人税、間接税等6項目にわたる增收措置(注)を実施。

(3) 収支じりでは3.5億香港ドルの赤字が計上されているが、そのファイナンスについては、2年連続の公債発行(75年度214百万香港ドル)は極力避け、財政余剰残高の取り崩し等によって賄う方針。

同予算案に対する反響をみると、岐入欠陥にもかかわらず、当初懸念されていた個人所得税の引上げ(現行15%)や配当課税の新設が見送られたのをはじめ、法人税の引上げも予想外に小幅にとどめられたため、全般に「香港の低税率メリットが当面ともかくも維持された健全かつ着実な予算」と評価、「海外からの投資にもさほど影響はあるまい」との見方が多い。

(注) 増収措置は次のとおり。

- ①法人税 16.5→17%
- ②相続税 15→16~18%(遺産額により)
- ③家屋貸税 市街地は17→18%
- ④不動産売買印紙税 2.25→2.75%
- ⑤ペーパー・カンパニーに対する事業登録税(年150香港ドル)の新設
- ⑥ガソリン税 税率の23%引上げ

2. なお上記予算案発表に際して、75年の経済実績および76年の経済見通しが公表された。これによると、75年のGDPは個人消費の低迷、設備投資の減退から実質でほぼゼロ成長(+0.8%)に終わった(名目では354億香港ドル<70億ドル相当>、前年比+4.6%)。76年

### 香港の1976年度予算

(単位・百万香港ドル)

	1976年度予算(A)		1975年度最終予算(B)	増加率(A)/(B)
	金額	構成比		
歳 出	7,212	100.0	6,222	15.9
教 育	1,376	19.1	1,336	3.0
医療・衛生	631	8.7	583	8.2
社 会 福 祉	422	5.9	326	29.4
治 安	763	10.6	672	13.5
國 防	215	3.0	132	62.9
歳 入	6,857	—	6,015	14.0
収 支 ジ リ	△ 355	—	△ 207	—

### 香港の1975年経済実績と1976年経済見通し

(単位・前年比増減(+)率・%)

	1975年 実 純	1976年 見通し
G D P(実質)	0.8	9
個人消費	0	8
公共消費	9	10
民間投資	-3	
公共投資	-6	}
輸出	4	8
(控除)輸入	2	10

については、世界景気の回復を映じ輸出の好伸びが予想されるほか、投資の盛上りも期待されることなどから実質9%(名目15%程度)とかなり高めの成長が見込まれている。

### ◇シンガポールの76年度予算案

シンガポール政府は3月1日、76年度(76年4月~77年3月)予算案を議会に提出した。本予算案は、景気刺激策の奏功と昨秋来の輸出回復を中心に景気が回復過程に入っていること(GDP実質成長率、74年6.8%、75年4.1%、76年見通し7~10%)を考慮して、景気中立型となっているのが特色で、予算規模の伸び率は17.4%(前年度28.1%)、借入依存度も25.2%(同26.5%)と、いずれも前

### シンガポールの1976年度予算案

(単位・百万シンガポール・ドル)

	1976年度	前年度比 増減(+)率	
経常予算	歳 入 うち 税 収	3,108 2,297	17.4% 18.5
	歳 出 うち 社会・経済費 国防・治安費	2,479 975 859	15.5 13.9 21.0
	歳出入じり	629	25.5
開発予算	収 入 うち 経常予算線入れ 国内借入れ 海外借入れ 開発基金取崩し	2,610 625 1,180 100 309	19.3 25.0 18.0 - 33.3 26.1
	支 出 うち 経済費 社会費	2,610 1,334 1,168	19.3 26.4 13.2
	総 額	5,089	17.4

年度を下回る線に抑えられている。

本予算案の概要は次のとおり。

#### (1) 経常予算

歳入は、税収の好伸(たばこ関税、道路税の増税もあって、前年度比18.5%増)を主因に、前年度比17.4%増の31.1億シンガポール・ドルの見込み。これに対し、支出は社会福祉、教育関係費の抑制によって総額24.8億シンガポール・ドル(同15.5%増)にとどめているため、経常歳出入じりは、前年度を25.5%上回る6.3億ドルの黒字となっている。

#### (2) 開発予算

開発支出は、住宅建設の抑制を主因に、前年度比19.3%増の26.1億シンガポール・ドルにとどめられている(前年度は40.4%増)。一方、財源面では、経常予算からの繰入れ、国内借入れ、開発基金取り崩しの増加を予定しているが、海外借入れは減少の見通しとなっている。

### ◇シンガポール、アジア・ダラー市場育成策を追加

シンガポール金融管理庁(MAS)は3月1日以降、非居住者のACU取引をシンガポール・ドル以外のすべての外国通貨により行えることとした(注)。これにより、ユーロ市場でみられるポンド、クウェート・ディナール等の取引増加が期待されている。

(注) ACU取引通貨は従来、米ドル、ドイツ・マルク、日本円など14種の先進国通貨に限られてきた。

また Hon Sui Sen 蔵相は3月1日の予算演説において、ACU取引に関して次のような税制面の優遇措置を発表した。

- (1) ACUの信用状開設に伴う手数料、輸入ユーザントリート、シンジケート・ローンの幹事手数料に対する税率を40%から10%に引き下げ(77課税年度以降実質的には76年1月以降実施)。
- (2) 非居住者が保有するACU預金、ACU債券について、財産相続税を免除(76年1月から実施)。

### ◇インド、1976年度予算案を発表

インド政府は3月15日、1976年度(1976年4月~1977年3月)予算案を議会に提出した。スプラマニアム蔵相は、同予算演説の中で、75年度の実質経済成長率が、穀物の増産や基幹産業(電力、石油、鉄鋼等)の生産回復などを背景に5.5%と前年度(0.2%)を大きく上回ったことを強調した後、新年度予算案については、開発関係支出の増額や減税措置など景気刺激に重点を置くことを明らかにした。本予算案の概要は以下のとおり。

(1) 岁出面では、行政費(前年度比+8%)や軍事費(同+12%)等の抑制により一般支出の伸び率を前年度並みにとどめた一方、鉱工業部門(資本勘定、前年度比+58%)、運輸・通信部門(同+31%)および水利・電力(同+49%)等を中心とする経済開発関係支出(経常・資本両勘定合計、前年度比+24%)に重点を置いたほか、民生安定のため年金関係支出も大幅に増額したこと(前年度比4.6倍)などから、経常・資本両勘定を合わせた歳出総額は1,297億ルピー(同+20%)と75年度(同+21%)並みの伸びとなった。

(2) 一方、歳入面では、国内の景気テコ入れをねらった所得税率の引下げ(現行17~70%→15~60%)や物品税(綿製品、乗用車、テレビ等)の減・免税等から租税収入が789億ルピー(前年度比+16%)と伸び悩むことが見込まれるため、国債の増発(同+65%)や外国援助の受入れ(ネット81億ルピー、前年度比+33%)など資本

勘定の歳入増加(同+29%)によってこれを補てんする見込み。

(3) この結果、経常・資本勘定の合計収支赤字額は前年度(当初予算25億ルピー)を上回る32億ルピーが見込まれ、この赤字については国内金融機関からの借入れ等によりファイナンスされる見通し。

#### ◇インド、ルピーの対英ポンド中心レートを切上げ

インド準備銀行は、3月8日および11日の2回にわたり同国通貨ルピーの対英ポンド中心レートの切上げ(合計切上げ率4.9%<IMF方式>)を実施した。

今回の措置は、3月上旬におけるポンド急落(同期間中の対ドル・レート下落率5.5%)によりルピーの対英ポンド相場が旧中心レートに対し2.25%の上限を超えたため採られたもの(50年10月号「要録」参照)。なお、今回の措置により、昨年9月の対英ポンド・リンク廃止以来

合計4回の切上げ(通算切上げ率7.3%)が行われたことになる(注)。

(注) 75年9月25日以降におけるインド・ルピーの対英ポンド中心レートの推移は以下のとおり。

1英ポンド当り中心レート	旧レート	通算上昇率
75年9月24日以前	18.60	—
9月25日以降	18.3084	1.6%
12月5日	18.1284	0.98
76年3月8日	17.75	2.1
3月11日	17.25	2.8
		7.3

#### ◇豪州、新自動車政策を発表

豪州政府は3月30日、自動車の輸入規制継続および国産化推進等を内容とする新自動車政策を発表した。概要は次のとおり。

(1) 輸入規制措置(昨年2月実施、本年1月暫定的に期限を3月まで延長)の継続

イ. 完成乗用車の輸入台数制限は、現行の年間9万台を本年末まで継続する。

ロ. 乗用車に対する高率関税(現行45%)の適用を77年末まで継続する。それ以後84年までは、輸入車の新車登録台数に占める割合が20%未満となつた場合のみ35%に引下げる(ただし、現地組立車につい

#### インドの1976年度予算案

(単位・億ルピー)

		1975年度 当初予算	1976年度	前年度比 増減(+)率	
歳 出	経常勘定	一般支 出 社会福祉関係費 経済開発関係費 州政府交付金等	382.5 48.2 95.6 122.8	451.0 57.8 116.9 143.3	17.9% 19.9% 22.3% 16.7%
	資本勘定	計	649.1	769.0	18.5
		経済開発関係費 うち鉱・工業 運輸・通信 電力 州政府等への貸付金	121.3 57.1 32.2 9.2 274.4	151.6 90.1 42.3 13.8 339.1	25.0 57.9 31.4 49.3 23.6
		その他とも計	427.7	528.0	23.5
		合 計	1,076.8	1,297.0	20.4
		租税収入 州政府への還付 税外収入	680.9 (-) 137.3 165.6	789.2 (-) 162.7 196.2	15.9 18.5 18.5
歳 入	経常勘定	その他とも計	709.2	822.7	16.0
	資本勘定	州政府等貸金付の回収 国債発行 外国援助受入れ(ネット)	139.5 32.5 61.3	149.7 53.5 81.5	7.3 64.6 33.0
		その他とも計	342.9	442.3	29.0
		合 計	1,052.1	1,265.0	20.2
		収支じり(△は赤字)	△ 24.7	△ 32.0	29.6

ては、来年1月1日以降関税を引上げ<30→35%>。

## (2) 国産化の推進

イ. 現地生産の場合の国産化比率を80年3月末までに85%に引上げる。

ロ. 小型エンジン工場建設に関し、日豪合弁計画(注)か、現地最大メーカー、GM-Holden社の計画いずれか一方を認可する。

(注) 日本(トヨタ、日産)、豪州(豪州クライスラー、豪州連業開発公社)合弁(資本金1億ドル、各社出資比率25%)により4気筒エンジン(最終年産20万台)の生産を行おうとするもの。

## ◇ニュージーランド、引締め政策を一段と強化

ニュージーランド政府および準備銀行は、3月2日、市中預貸金利の引上げ、国債の新規発行レート引上げ、消費者金融の抑制等を内容とするインフレ抑制措置を発表、翌3日実施した。

### (1) 本措置の概要

イ. 貯蓄銀行の預金利を次のとおり引上げる。

6か月	4.5%	→	5.5%
1年	5.5	→	6.5
2年	6.0	→	7.0
3年	6.5	→	8.0

ロ. 商業銀行の預金利を自由化(次のような従来の上限を撤廃)。

通知預金	4.0%
定期預金 6か月	5.0
1年	5.5
2年	6.0

ただし、12,000NZドル以下でかつ3年以内の預金に対しては、上記貯蓄銀行の最高利子率が適用される。

ハ. 商業銀行の当座貸越金利を自由化(従来の上限6.0%を撤廃)。

ただし、準備銀行は商業銀行が過大な利益をあげないよう指導する。

ニ. 大蔵省証券、国債、地方債の発行レートを次のとおり引上げる(国債については償還期間も改訂)。

### 大蔵省証券

3か月もの	%	3.0	→	4.0
6 "		3.5	→	4.5

### 国債

3年	%	5.0	→	2年	5.25
6 "		5.75	→	5 "	6.75
18 "		6.5	→	10年以上	8.0

### 地方債

10年 6.75% → 8.5%

## ホ. 消費者金融の抑制

自動車………新車および小型トラックについては分割払いを禁止、現金による一時払いとする。中古車については分割払いを認めるが、支払い期間を従来の18か月から12か月に短縮。

カラーテレビ…購入にあたり頭金比率を従来の10%から60%に引上げ、分割払い期間も従来の30か月から18か月に短縮。

## ヘ. 住宅ローン金利の引上げ

住宅公社(Housing Corporation)による住宅貸付金利を従来の5.5%から7.5%に引上げる(ただし、利子軽減措置受益適格者を除く)。

### (2) 背景

同国では、昨年8月の平価切下げ以降、輸入物価の上昇(前年同期比、75年9月末+26.8%)を主因に国内物価は消費者、卸売とも二けた台の高騰を続けており、またマネーサプライ(M<sub>s</sub>)も増勢を強めていることから、これに対処するため、本年1月の預金準備率引上げについて、今回の措置がとられたもの。

## 共産圏諸国

### ◇ソ連、第10次5か年計画を決定

ソ連共産党第25回党大会(2月24日～3月5日)において第9次5か年計画実績および第10次5か年計画(1976～80年)が報告・承認された。その要点は次のとおり。

#### 1. 第9次5か年計画の実績

(1) 支出国民所得は、期中28.3%増(比較価格成長率、(注)年平均5.1%増)と計画を大きく下回った。

(2) 農業総生産額は年平均910億ルーブル(65年価格)と前計画実績比13.0%増にとどまり、成長率低下の大きな原因となった。特に穀物生産は2度にわたる大凶作から、年平均181.5百万トンと計画(195百万トン)比大幅未達となり、この結果食肉、牛乳等の生産も目標を下回った。

(3) 鉱工業総生産は期中43%増加し、計画の下限を達成した。これは生産財部門が73年以降の同部門優先政策を映じて期中46%増と計画を上回る好伸を示し、消費財部門の不振(同37%増)をカバーしたためである。

(4) こうした生産動向を映じて、1人当たり実質所得、小売売上高、住宅建設(期中544百万m<sup>2</sup>、計画同565～575百万m<sup>2</sup>)などの国民生活関連指標は総じて計画未達となった。

(5) 貿易(往復)は期中2.3倍と計画を大きく上回った。これは対西側先進国貿易が穀物、機械機器等の買付け急増や世界インフレなどから急伸(同3.3倍)したほか、発展途上諸国や社会主義諸国との貿易も好伸したためである(各々同2.2倍、2.0倍)。なお対西側先進国貿易収支は74年を除けばいずれの年も赤字。

(注) ソ連の支出国民所得の推移(単位・億ルーブル)

	71年	72年	73年	74年	75年	期中平均
65年比較価格	2,823	2,928	3,147	3,298	3,430	—
(前年比成長率・%)	5.6	3.7	7.5	4.8	4.0	5.1
時 價	3,001	3,107	3,341	3,481	3,620	—
(前年比成長率・%)	5.1	3.5	7.5	4.2	4.0	4.9

## 2. 第10次5か年計画の骨子

(1) 支出国民所得については、期中24~28%(年平均4.4~5.1%)と前計画実績をも下回る史上最低の伸びを設定。これは利潤率低下、補助金支出増大等に伴う投資資金の伸び悩み、労働人口の不足などが見込まれたためとされている。かかる事情から労働生産性の向上を重視、生産国民所得の伸びの85~90%をこれによって確保する計画。

(2) 農業総生産は、年平均1,040~1,060億ルーブル(前計画実績比14~17%増)と計画。畜産品の伸びは低率ながら穀物については年平均215~220百万トン(同18.5~21.2%増)と逆にかなり高めの目標を掲げ、その自給確立を目指している。このため期中1,717億ルーブル(同31.1%増、投資総額の27.2~27.6%、前計画実績26.1%)に上る資金を農業部門に投入、土地改良や機械化、化学化を推進する計画。

(3) 鉱工業総生産は期中35~39%増と従来に比べ著しく

### ソ連の主要経済指標

(単位・期中増加率・%)

	第9次 5か年 計 画	同実績	第10次 5か年 計 画
支 出 国 民 所 得	37~40	28	24~28
鉱 工 業 総 生 産	42~46	43	35~39
うち 生 産 財	41~45	46	38~42
消 費 財	44~48	37	30~32
農 業 総 生 産*	20~22	13	14~17
投 資 総 額*	36~40	42	24~26
うち 農 業 向 け*	57	60	31
工 業 労 動 生 産 性	36~40	34	30~34
國民1人当たり実質所得	30	24	20~22
労働者・職員の平均賃金	20~22	20	16~18
小 売 売 上 高	40	36	27~29
貿 易 高	33~35	**130	30~35

(注) \*は前5か年計画実績比伸び率。

\*\*は名目増加率。

低めの目標。部門別には、引続き生産財優先政策を採り、エネルギー資源や機械・化学工業部門の生産拡大に注力の方針。また地域別には西シベリア等東部地域の開発に重点を置き、期中増産分のうち石油、天然ガス、アルミニウムについては100%、石炭は90%、銅は80%を同地域で確保する計画。

(4) 国民生活面では、賃金引上げ率や小売売上高の伸び率が前計画実績を下回っているほか、住宅建設面積も期中545~550百万m<sup>2</sup>と計画実績並みにとどめられるなど、国民生活の向上テンポはさらに低下する見通し。

(5) 貿易では、期中30~35%増と前計画並みの伸びを見込む。経済統合推進の見地からコメコン諸国との貿易の拡大を重視する一方、対西側貿易については、資本財輸入の継続と原燃料輸出の促進に注力する計画。なお、外貨節約の見地から併せて生産分与方式の積極的推進の方針を打出来ている。

### 主要品目の生産実績および計画

品 目 (単位)	1975年 実 績	目 標 達成率 (注1)	1980年目標
電 力( 億KWH )	10,380	97.0	13,400~13,800
石 油( 百万トン )	491	98.2	620~ 640
天 然 ガ ス( 億m <sup>3</sup> )	2,890	90.3	4,000~ 4,350
石 炭( 百万トン )	701	100.9	790~ 810
粗 鋼( ヶ )	141	94.0	160~ 170
化 学 肥 料( ヶ )	90	100.0	143
自 動 車( 千 台 )	1,964	93.5	2,100~ 2,200
ト ラ ク タ ー( ヶ )	550	95.7	580~ 600
自 動 化 機 械( 億ルーブル )	42.0	n.a.	67.2~ 71.4
電 子 ヶ( ヶ )	29.0	n.a.	52.2
セ メ ン ト( 百万トン )	122	96.1	143~ 146
織 物( 億m <sup>2</sup> )	99.6	90.5	125~ 131
穀 物*( 百万トン )	181.5	93.1	215~ 220
食 肉*( ヶ )	14.1	98.6	15.0~ 15.6

(注1) 党大会指令上限値との比較。

(注2) \*印は5か年平均値。

### ◇ チェコスロバキアの1976年経済計画

チエコスロバキアの76年経済計画が昨年12月、連邦議会で承認された。

75年の同国経済は、工業生産が比較的順調な伸びを示したものの、穀物生産が異常気象の発生から伸び悩んだほか、ソ連石油等の輸入価格高騰や西側向け輸出の不振から貿易収支が悪化するなど、問題含みに推移した。こうした事情から新計画は、前年計画はもとより昨年7月暫定的に発表された計画草案に比べても控えめなものと

なっている。同計画の主要点は次のとおり。

- (1) 鉱工業総生産は前年比 5.5% 増とかなり低めの伸び率(71~75年平均6.6%)を設定。これは投資の伸び悩み、原燃料消費の抑制等によるものとみられている。部門別には、輸出促進、国内産業の近代化推進のため、機械・化学工業の増産に注力。
- (2) 農業総生産は、穀物生産(75年実績、前年比2.9%減)の回復を見込み、前年比4.5%増の伸びを計画。
- (3) 国民所得は、工業生産の伸び率鈍化から前年比5.0%増と控えめに計画。なお小売売上高(同4.7%増)は、ほぼ前年計画並みの伸びを見込む。
- (4) 貿易は全体で前年比 5.7% 増と低い伸びを計画。貿易収支改善のため、輸出増強に努めるとともに、対西側先進国輸入を一層抑制する方針。

#### チェコスロバキアの主要経済指標

(前年比増減<->率・%)

	1974年 実 績	1975年 計 画	1976年 同実績	1976年 計 画
國 民 所 得	5.2	5.6	5.4	5.0
鉱 業 総 生 産	6.2	6.4	7.0	5.5
農 業 総 生 産	3.0	3.3	3.0	4.5
投 資	8.7	7.3	7.0	6.4
小 売 売 上 高	7.5	4.6	3.8	4.7
貿 易	22.8	n.a.	11.7 1~11月	5.7
うち 対社会主義国輸出	12.8	6.2	22	7.0
々 輸入	18.2	5.6	24	

#### ◇ルーマニア、1976年経済計画を決定

ルーマニアの76年経済計画は去る1月、国民議会で承認された。

昨年の同国経済は、7月の大洪水により農・工業が多大の被害をこうむり、成長鈍化を余儀なくされた。かか

る状況から、新計画では成長率目標の引下げを余儀なくされているものの、政策的には前年に引き続き重工業部門の生産拡大を図ることとされており、これによりコメコン諸国中最も高い成長を目指している。新計画の骨子次のとおり。

- (1) 鉱工業総生産は災害復旧工事の遅れや輸入抑制などの影響から前年比 10.2% 増と前年計画、同実績に比しかなり低めの目標。部門別には、化学(同 18.5% 増)や機械(同 12.8% 増)等重化学工業部門を優先、軽工業部門の生産伸び率(同 8.0% 増)は低めに抑制。
- (2) 農業生産(目標値は未発表)については、前年大幅減産となった小麦等穀物の増産が計画され、このため農業労働者の賃金引上げ(引上げ率 9~12%)を予定。
- (3) 国民所得は、工業生産の伸び率鈍化から前年比 10.5% 増と過去の実績に比べてかなり低めに計画。
- (4) 投資は総額 1,600 億レイと前年比 19.0% 増が予定されており、その大半が工業開発に充当される予定。
- (5) 貿易(往復)は前年比 18.0% 増を計画。輸出拡大(同 23.0% 増)と輸入抑制による貿易収支赤字の縮小を見込む。

#### ルーマニアの主要経済指標

(前年比増減<->率・%)

	1974年 実 績	1975年 計 画	1976年 同実績	1976年 計 画
國 民 所 得	12.5	14.0	9.8	10.5
鉱 業 総 生 産	15.0	15.0	12.4	10.2
農 業 総 生 産	0.0	n.a.	2.5	n.a.
投 資	17.3	22.0	16.6	19.0
工 業 労 働 生 産 性	7.0	10.3	7.1	8.5
実 質 所 得	n.a.	9.0	6.5	8.0~8.5
小 売 売 上 高	10.0	8.5	7.7	10.0
貿 易	38.3	21.8	6.6	18.0